



豊新だより

第34号

経営体育成基盤整備事業 利根南部地区



改良区の概要 (令和7年5月31日現在)

組 合 員 数	3,993人
受 益 面 積	4,024ha
総 代 数	58名
理 事 数	15名
監 事 数	3名
職 員 数	16名

〒300-1324

稲敷郡河内町源清田 5 9 6 0

TEL 0297-84-2226

FAX 0297-84-2230

Eメール toyodashintone@ab.auone-net.jp

ホームページ <http://www.toyodashintone.com>

発行人 豊田新利根土地改良区
理事長 岡田金男

いあいさつ

豊田新利根土地改良区

理事長 岡田 金男



新年度にあたり、組合員の皆様へご挨拶申し上げます。日頃より土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。また、茨城県南農林事務所稲敷土地改良事務所をはじめ茨城県土地改良事業団体連合会、各行政機関の皆様方にはご指導ご支援を頂き感謝申し上げます。

以前より続いております電気料金や物価等はますます高騰するばかりで、土地改良区の運営にも影響をおよぼしています。昨今の気候変化に伴い暑さも厳しさを増しておりますが、組合員の皆様には水を大切に使用して頂き、節水等にご協力頂きますようお願い致します。

令和7年度の事業の実施状況ですが、県営早井東部2期地区

は河内第2機場の吸水槽工事及び河内第1機場前の水路工事、県営利根西部1期地区は区画整理付帯工事、県営利根西部2期地区は仕上整地工事及び区画整理設計と土質調査、県営利根西部3期地区は区画整理設計、県営利根南部1期地区は排水路工事、県営利根南部2期地区は荒整地工事及び区画整理設計と土質調査を予定しております。また、老朽化の進んだ施設につきましては県単土地改良事業等で順次改修していく予定です。

今後も役職員一丸となって業務運営に努めて参りますので宜しくお願い致します。



いあいさつ

茨城県南農林事務所
稲敷土地改良事務所

所長 荒井 伸之



4月の定期人事異動により、稲敷土地改良事務所に赴任いたしました荒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

豊田新利根川土地改良区の皆様には、日頃より、本県農業の振興に加えて、農業農村整備事業の推進にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、農業を取り巻く情勢は、農業従事者の不足や高齢化などに加えて、不安定な国際情勢や温暖化による高温障害など、厳しさが増しております。土地改良関係につきましても、農業水利施設の老朽化や電気料金の高騰、自然災害の頻発化・激甚化や特定外来生物等の生息拡大など、様々な課題を抱えております。

こうした中、令和6年6月に

改正された食料・農業・農村基本法におきまして、農業生産基盤の「保全」に必要な施策を講じることが明記されました。また、令和7年4月に改正された土地改良法におきましては、土地改良区の機能を強化するために、地域の農業水利施設等を適切に保全するための計画である「水土里ビジョン」の策定が位置付けられましたところであり、県といたしましても、土地改良区の皆様の運営基盤の強化に向けて、引き続きサポートしてまいります。

また、本県では、令和5年に策定した「茨城農業の将来ビジョン」に基づき各種施策に取り組んでいるところであり、基盤整備の推進と意欲ある経営体への農地の集積・集約を進めるとともに、有機栽培米等の特色ある米づくりなどを通じ、「儲かる農業の実現」を目指してまいります。

特に、豊田新利根川土地改良区管内の県営事業といたしましては、経営体育成基盤整備事業「利根西部地区」「利根南部地区」で水田の面的整備を進めるとともに、かんがい排水事業「早井

東部地区」で基幹的な用水施設の更新工事を進めてまいります。また、地域で行う農地周りの水路等の維持・補修など多面的機能支払交付金の活動も、引き続き支援してまいります。

当事務所がこうした事業を積極的に進めていくためには、皆様のお力添えが必要不可欠でございますので、引き続き皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、豊田新利根川土地改良区の益々のご発展と組合員皆様のご健勝をご祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

びらぐわい

茨城県土地改良事業団体連合会
県南事業所

所長 長洲 裕之



昨年度より引き続きまして、茨城県土地改良事業団体連合会県南事業所長を務めることとなりました長洲でございます。本

年度もどうぞよろしくお願いいたします。

岡田理事長をはじめ、豊田新利根土地改良区の皆様方には、常日頃より本会の運営並びに農業農村整備事業の推進につきまして、多大なるご理解と格別のご支援、ご協力を賜っておりますことに紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

昨年は、能登半島における地震及び豪雨災害をはじめ、暑さも災害級となるなど、単なる異常気象とは呼べないほど、災いの多い年でありました。多くの施設を抱える土地改良区にとつては、非常に大きな課題を持つて励んでいる状況と思います。本会にとつても災害は大きな問題であり、昨年は石川県の被災地の早期復旧のため、災害応援派遣にて支援を行って参りました。東日本大震災と同様、現地は大きな被災を抱えており、本会としても引き続き、復旧支援に協力して参りたいと考えております。いつ何時、大きな災害が降りかかるかもしれない意識をもつて、常日頃より対応できるようにしておくことが望ましいと思

います。

さて、農業を取り巻く情勢は、「食料・農業・農村基本法」の制定から四半世紀が経過する中で、大きく変化してきました。国内では少子高齢化による担い手不足など、様々な課題に直面しています。

また、国外に目を向けると、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめとした国際情勢は、依然不透明な状況が続いており、国際的に食料需給が不安定化する中で、物価は高騰し続け、食料安全保障上のリスクは高まっています。

国では、農政の憲法となる「食料・農業・農村基本法」の改正法が、昨年の6月に施行され、「食料安全保障の強化」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」等を図るため、農業の構造転換の実現に向けた施策を、初動の5年間で集中的に行うこととしており、特に生産基盤となる農地の大区画等を行う農業農村整備の推進が重要であります。

国の農業農村整備事業関係予

算につきましては、令和6年度補正予算と令和7年度当初予算を合わせて、6,500億円が確保されております。しかしながら、農業農村整備事業を計画的に実施する為には、年度当初予算をしっかりと確保することが必要不可欠であります。

本会といたしまして、国、県の関係機関と連携を図りながら、会員の皆さまのお力添えをいただき、農業農村整備をさらに推進して参りたいと考えておりますので、宜しくお願い申し上げます。

今年は巳年で、蛇を表し、脱皮を繰り返しながら成長していく生き物で、巳年には新しい可能性が開ける年、発展や飛躍が期待されると言われています。私も新たな飛躍ができる年になるよう研鑽を重ね、皆様方のご期待にそえるよう、本会としての役目を果たしていく所存であります。

結びに、豊田新利根土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

令和七年度 通常総代会開催

令和七年三月二十四日通常総代会が開催されました。

総代四十九名（定数五十九名）の出席、議長に第十二選挙区より、信嶋求實総代が選出され、全十二号議案が原案どおり、可決されました。

令和七年度 通常総代会提出議案

第一号議案

令和六年度豊田新利根土地改良区変更事業計画について

第五号議案

令和七年度豊田新利根土地改良区賦課金の賦課及び賦課金の端数取扱い並びに賦課徴収方法について

第二号議案

令和六年度豊田新利根土地改良区事業資金借入変更限度額及び借入先について

第六号議案

令和七年度豊田新利根土地改良区役員報酬について

第三号議案

令和六年度豊田新利根土地改良区一般会計収入支出補正予算（案）について

第七号議案

令和七年度豊田新利根土地改良区事業資金借入について

第四号議案

令和七年度豊田新利根土地改良区事業計画について

第八号議案

令和七年度豊田新利根土地改良区地元分担金の納付について

第九号議案

令和七年度豊田新利根土地改良区一般会計・特別会計収入支出予算（案）について

第十号議案

令和七年度豊田新利根土地改良区一般会計一時借入金について

第十一号議案

豊田新利根土地改良区歳計現金預入先について

第十二号議案

豊田新利根土地改良区欠損処分について



令和7年度 一般会計予算の内訳

(単位:円)

収 入		支 出	
1. 土地改良事業収入	370,946,862	1. 土地改良事業費支出	262,807,000
2. 附 帯 事 業 収 入	2,034,000	2. 一 般 管 理 費 支 出	162,443,600
3. 基 本 財 産 運 用 収 入	13,600	3. 土地改良事業負担金支出	176,901,000
4. 特 定 資 産 運 用 収 入	19,100	4. 借 入 金 返 済 支 出	58,686,635
5. 補 助 金 等 収 入	5,965,000	5. 支 払 利 息	1,000
6. 交 付 金 収 入	13,320,000	6. 固 定 資 産 取 得 支 出	7,000
7. 寄 付 金 収 入	1,000	7. 出 資 金 取 得 支 出	1,000
8. 業 務 受 託 料 収 入	1,159,000	8. 差入保証金差入支出	1,000
9. 雑 収 入	17,549,225	9. 納付換地清算金支出	2,000
10. 借 入 金 収 入	176,900,000	10. 基 本 財 産 積 立 支 出	1,011,100
11. 基 本 財 産 取 崩 収 入	50,001,000	11. 特 定 資 産 積 立 支 出	18,519,100
12. 特 定 資 産 取 崩 収 入	26,235,600	12. 雑 支 出	600,000
13. 固 定 資 産 売 却 収 入	5,000	13. 他 会 計 繰 出 金	3,000,000
14. 出 資 金 返 還 収 入	1,000	14. 繰 越 金	0
15. 差入保証金回収収入	1,000	15. 予 備 費	24,374,962
16. 交付換地清算金収入	2,000		
17. 徴収換地清算金収入	2,000		
18. 他会計貸付金回収収入	10		
19. 他 会 計 繰 入 金	3,000,000		
20. 繰 越 金	41,200,000		
合 計	708,355,397	合 計	708,355,397

令和7年度一般賦課金
8,700円／1,000m²

- ・ 経常賦課金
6,600円／1,000m²
- ・ 特別賦課金
2,100円／1,000m²

期別	賦課金	納期
1期	2,900円	6月2日
2期	2,900円	9月30日
3期	2,900円	12月1日

令和7年度 年賦償還金 1,000m²当

No.	地 区 名	賦 課 額	納 期	最終年度
1	県営上根本	3,600円(用・排水) 1,000円(暗渠)	7月31日	令和 18年度
2	県営利根北部	700円(償還金)	7月31日	令和 23年度

令和7年度 特別会計賦課金 1,000m²当

No.	地 区 名	賦 課 額	納 期
1	県 営 利 根 西 部	1,100円(経常) 140円(償還金)	7月31日
2	県 営 利 根 南 部	1,300円(経常) 130円(償還金)	7月31日

臨時総代会開催

令和六年十月十八日臨時総代会が開催されました。
総代四十四名（定数六十名）の出席、議長に第八選挙区より、信嶋求實総代が選出され、全五号議案が原案どおり、可決されました。

令和六年度 臨時総代会提出議案

第一号議案

令和五年度豊田新利根土地改良区財産目録、事業報告書について

第二号議案

令和五年度豊田新利根土地改良区一般会計、特別会計収入支出決算について

第三号議案

令和六年度豊田新利根土地改良区変更事業計画について

第四号議案

令和六年度豊田新利根土地改良区事業資金借入変更限度額及び借入先について

第五号議案

令和六年度豊田新利根土地改良区一般会計収入支出補正予算（案）について



退任総代

荒井 正芳 総代

（第七選挙区 八代）

令和六年十二月付

長島 平衛 総代

（第一選挙区 奥山）

令和七年三月付

長い間ご苦勞様でした

新役員

令和七年三月二十四日に役員補欠選挙を行い、次の方が就任されました。

遠藤 一行 理事

（第十選挙区 中山）

事務局人事

退職

大野 嘉光（総務課長）

令和七年三月三十一日付

昭和六十三年十月一日より勤続

（令和七年四月一日より再雇用）

採用

中村 一弥

（管理課水利係主事）

令和七年四月一日付

小林 夢叶

（管理課管理係主事）

令和七年四月一日付

お悔み

北川正一郎 理事

（第十選挙区 柴崎）

令和六年十一月 死去

栗山 力

（総務課総務係係長）

令和七年一月 死去

ここに、生前のご功績に対し敬意と感謝を表し、ご冥福をお祈り申し上げます。



令和5年度 一般会計決算報告

(単位: 円)

収 入		支 出	
1. 土地改良事業収入	373,992,574	1. 土地改良事業費支出	287,022,149
2. 付帯事業収入	7,442,342	2. 一般管理費支出	117,516,446
3. 基本財産運用収入	11,054	3. 土地改良事業負担金支出	133,623,451
4. 特定資産運用収入	6,570	4. 借入金返済支出	62,729,090
5. 補助金等収入	37,638,000	5. 支払利息	0
6. 交付金収入	21,960,000	6. 固定資産取得支出	1,886,800
7. 寄付金収入	0	7. 出資金取得支出	0
8. 業務受託料収入	1,658,700	8. 差入保証金差入支出	0
9. 雑収入	5,270,800	9. 納付換地清算金支出	0
10. 借入金収入	151,745,000	10. 基本財産積立資産	1,004,454
11. 基本財産取崩収入	0	11. 特定資産積立支出	23,925,153
12. 特定資産取崩収入	30,523,900	12. 雑支出	569,010
13. 固定資産売却収入	0	13. 他会計貸付金貸付支出	3,000,000
14. 出資金返還収入	0	14. 繰越金	58,733,637
15. 差入保証金回収収入	0	15. 予備費	0
16. 交付換地清算金収入	0	収 支 外	139,349
17. 徴収換地清算金収入	0		
18. 他会計貸付金回収収入	0		
19. 他会計繰入金	3,000,000		
20. 繰越金	56,351,489		
収 支 外	549,110		
合 計	690,149,539	合 計	690,149,539

令和5年度 特別会計決算報告

(単位: 円)

会 計 名	収 入 額	支 出 額	残 額
基幹水利施設管理事業	29,770,000	29,770,000	0

令和5年度 財 産 目 録

(単位: 円)

資 産	流 動 資 産	163,763,662
	固 定 資 産	5,337,724,365
	計	5,501,488,027
負 債	計	946,688,737

令和6年度 管内事業実施実況

(単位: 千円)

事 業 名	地 区 名	事業費	事 業 量
かんがい排水事業	県営早井東部	125,597	1期地区 事業量なし 2期地区 河内第1機場 建屋補修 河内第2機場 吸水槽工(令和7年度実施)、 用水付帯工一式
経営体育成基盤整備事業	県営利根西部	580,990	1期地区 区画整理 付帯工、測量設計費一式 2期地区 用地費及び補修費一式 3期地区 区画整理 付帯工 測量試験費一式
経営体育成基盤整備事業	県営利根南部	667,075	1期地区 区画整理28.6ha、測量試験費一式 2期地区 用地費及び補修費一式 区画整理 付帯工、測量試験費一式 用地補修費一式、換地費一式
団体営基幹水利施設管理事業	新利根川沿岸	19,720	十角・布鎌排水機場 維持管理業務委託
団体営維持管理適正化事業	豊田新利根	7,157	長峰水中ポンプ2号 水中ポンプ整備改修及び 既設戸清掃、吐出管の改修
団体営維持管理適正化事業	豊田新利根	0	河内第12機場 R10年度実施
県単かんがい排水事業	長峰地区	3,725	長峰水中ポンプ6号 深井戸ポンプ整備工事 N=1基
県単かんがい排水事業	立崎地区	31,196	立崎除塵機 整備工事 N=1基、塗装工

役員・総代の改選について

【役員】令和8年4月12日付、【総代】令和8年3月17日付けをもって任期満了となり選挙を実施することになります。選挙人名簿の作成にあたり、組合員資格の変更・住所変更等がある場合は、添付されている資格得喪の通知書により令和7年12月末頃迄に変更の届出をお願い致します。役員・総代の選挙区及び定数については下記の通りです。

選挙区	選 挙 区 域				
	市町名	大 字 名	総 代	理 事	監 事
第 1	利 根 町	立木、大房、押戸、奥山	4 人	1 人	1 人
第 2	利 根 町	加納新田、東奥山新田、惣新田、立崎、中谷、福木、羽中	5 人	1 人	
第 3	利 根 町	早尾、大平、横須賀、羽根野、上曾根、下曾根、下井、押付新田、中田切	3 人	1 人	
第 4	利 根 町	布川	3 人		
第 5	龍ヶ崎市 取 手 市	豊田町、長沖新田町、長沖町、北方町、羽黒町、須藤堀町、高須町、大留町、川原代町 高須、大留	5 人	2 人	
第 6	龍ヶ崎市	宮測町、大徳町（字曾根向を除く区域）	1 人		
第 7	龍ヶ崎市	八代町、羽原町、別所町	3 人	3 人	1 人
第 8	龍ヶ崎市	長峰町、半田町、塗戸町、高作町、大徳町（字曾根向）	6 人		
第 9	稲 敷 市	上根本、下根本	6 人	1 人	
第 1 0	稲 敷 市	柴崎、中山、角崎、狸穴	4 人	1 人	
第 1 1	河 内 町	幸谷、竜ヶ崎町歩、大徳鍋子新田、生板鍋子新田、小林町歩、角崎町歩、生板	7 人	2 人	1 人
第 1 2	河 内 町	源清田、布鎌、平三郎、宮淵、猿島、手栗、羽子騎、古河林	8 人	2 人	
第 1 3	河 内 町	長竿、下町歩、十里、庄布川	5 人	1 人	
計			6 0 人	1 5 人	

次のようなときは土地改良区に手続きをしてください

- ◎ 農地の **相続・売買・贈与・賃借・交換** などしたとき
- ◎ 農業者年金受給のため **経営移譲** のとき
- ◎ 組合員の **死亡** 及び **住所** の変更があったとき

以上のような変更の場合は、資格得喪の通知書を総務課まで届出て下さい。

また提出する際、本人確認をいたしますので、本人確認できるもの（免許証、保険証等）をご持参の上、新資格者の方が提出してください。

※資格得喪の通知書は、添付されている用紙をご使用ください。

※4月1日付けで『賦課金通知書兼領収書』が発行されますので、3月末までに提出してください。

- ◎ 田を **宅地等** に転用するとき
- ◎ 田を **公共事業用地（道路、公園等）** に転用するとき

以上のような場合は、地区除外申請書、農地転用届を総務課まで届出下さい。

☆ 資格の異動（名義変更）、農地転用（地区除外）の届出は、土地改良法第43条の規程により組合員から土地改良区へ **通知することが義務付けられています。**

届出のない場合 は、土地改良区の **台帳は変更されません。**

賦課金は、そのまま賦課されてしまいますのでご注意ください。



- ◎ 土地改良区の施設等を（出入り口等に）使用したいとき
- 上記の場合は、総務課まで申請して下さい。

延滞金について

督促状を受けた場合は、滞納日数に応じ滞納額に年14.6%の割合を乗じて計算した延滞金を頂きます。

滞納賦課金は、新しい組合員が負担

農地の異動（売買等）の場合、滞納賦課金のある農地を取得しますと土地改良法第四十二条の規程により取得した組合員が滞納賦課金を納付しなければなりません。

取得の際には、よく確認して下さい。

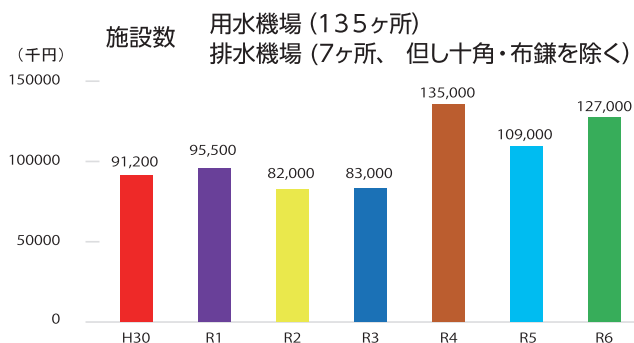
口座振替のおすすめ 安全・確実・便利

- 納入通知書の紛失や納期忘れがなく納入できます。
- 納入の為、土地改良区や金融機関に出向く必要がありません。
- 口座振替の方法は期別振替または全期を一括して振替があります。全期一括の場合には一般賦課金1・2・3期および事業に関する4期の賦課金が5月27日・28日（郵便局）に引落としいたします。期別の場合には1期が5月27日・28日（郵便局）、2期が9月27日・28日（郵便局）、3期が11月27日・28日（郵便局）、4期が7月27日・28日（郵便局）に引落としいたします。
※土日に関わる場合は翌営業日に変更されます。
- 全国の金融機関がご利用になれます。口座振替の申請に必要な「預金口座振替依頼書」は豊田新利根土地改良区にあります。改良区の窓口または、お電話にてお問合せ下さい。依頼書にご記入、通帳届印を押印していただき、下記の住所にお送り下さい。
〒310-0804 茨城県水戸市白梅2-3-12
(株) 筑波銀行 水戸集中センター 口座センター 口座振替担当者行
- 全国の郵便局がご利用になれます。口座振替の申請に必要な「自動払込利用申請書」は上記と同様にお求め下さい。該当の郵便局へ直接申請をお願い致します。
- 口座振替の申請の時期によっては、その期別が間に合わないことがあります。ご了承ください。

おねがい

●用水機場の休止及び用排水機場電力料金の推移について

管内の機場電力料金は下記のとおり、令和2年度と比較すると概ね**1.5倍**になっています。昨今の電気料金の高騰に伴い、経常賦課金の約**45%**を充当しているのが現状です。組合員の皆様におかれましては、引き続き節電に御理解、御協力をお願い致します。**なお今休電日につきましては、5月27日より7月4日までの毎週火・金曜日、7月9日から毎週水曜日、休ませていただきます。**



近年営農状況の変化に伴い、出穂期以降末端用水路及びパイプラインに用水量不足が頻発しております。こまめな水量調整にご協力ください。

なお、末端に用水量不足がみられたとき、用水が満たされている田については、水口及び給水栓を止めささせていただきます場合がございます。また、パイプラインの蛇口を改造している方は復旧してください。



●パイプライン蛇口の盗難について

平成19年度より毎年、管内全域で蛇口の盗難について、数多くの報告が寄せられております。真鍮製の蛇口は盗難されやすいので、プラスチック製の蛇口への交換をおすすめしております。



●水路は、田圃の血管です

最近、水路に様々な投棄物（電化製品、タイヤ、一般家庭ゴミ等々）があります。それらを処分するには産業廃棄物として処分しなければなりませんし、経費も掛かります。又、パイプラインの目詰まりの原因にもなります。台風、大雨の時には冠水して作物に被害が及ぶことになります。皆さんの水路です。不法投棄を目撃した時は御一報願います。

難防除雑草

豊かな農地を守るために ナガエツルノゲイトウ（特定外来生物※） の侵入・定着を防ぎましょう

※外来生物法で指定された、生態系や農林水産業に被害を及ぼす海外起源の生物。栽培・移動等は許可が必要。

ナガエツルノゲイトウ（ヒユ科）

- 南米原産の多年草（国内の系統は種子をつけない）。
- 水草で河川や池で大群落となり、水面をマット状に覆う。
- 茎は千切れやすく、節や根から活発に再生。拡散しやすい。
- 水陸両生なので、畔や畑地にも侵入。耐塩性も高い。
- 関東以西の河川、水路、水田、畦畔などに侵入相次ぐ。



夏～秋に細い柄の先に
球状の白い花をつける



↑ 茎断片から萌芽
根断片から再生→

～ナガエツルノゲイトウの防除とまん延の防ぎ方～

ナガエツルノゲイトウの侵入が報告されている地域（環境省ウェブサイト※1などで紹介）では、農地に侵入・定着させないために、水利施設や水路、給水栓まわりなどをこまめに点検し早期発見に努めます。

もし農地周辺でナガエツルノゲイトウが見つかったら（具体的な防除・対策例）

水田内

- 水稲用除草剤（初期剤や初中期剤）の体系処理で防除します。とくに給水栓まわりや畔際の防除を徹底します。
まん延ほ場では後期剤の使用と水稲刈跡に茎葉処理剤（グリホサートなど）の散布が効果的です（降霜期までに）。
 - 河川など取水源に定着している地区では、**給水栓口にネット等を取りつけ**、かんがい用水経路での侵入を防止します ※2。
 - 循環かんがい地区では、特に代かきや田植え時の落水時に**水尻にザル等を置いて**茎断片の流出を防止します ※1。
- ※1 回収したナガエツルノゲイトウは水気を切り、ゴミ袋に入れ固く口を結び、焼却処分してください（詳しくは地方環境事務所等にお問い合わせください）。

※2 給水栓に収穫ネットの取り付け例



代掻き時に流出した断片

畦畔

- 刈り払いによって断片が周辺農地に飛散するおそれがあるので、定着が見られる畦畔では除草剤散布中心の管理を行います。
茎葉処理型除草剤の効果的な散布時期は9月以降～降霜期までの期間です。
- 農地も畦畔際の防除（茎葉処理剤の秋散布など）に努めます。

水路まわり

- 除草剤が使用できないので、**遮光率100%の耐水シート（推奨規格：＃7000）を敷設**します（遮光率が99%以下だと完全に枯死させられません）。
- シートで覆っても完全枯死には長い時間（1年半から数年程度）かかるので、耐久性のあるシートを選んでください。

なお、外来種駆除活動には農林水産省の多面的機能支払交付金などが利用できます。市町村の担当窓口にご相談ください。また、ナガエツルノゲイトウの侵入が確認された農地とトラクターなどの農機を共用する場合、未侵入農地の作業を先にしたり、**侵入農地での作業後は泥落としなどの農機洗浄を徹底**してください。

多面的機能支払は地域の共同活動を支援します！

- ◆『多面的機能支払交付金』により地域の共同活動に対して交付金が支払われます
- ◆交付金は活動参加者の日当や、必要な資材の購入費等に充てていただけます

交付金の支払い対象となる活動例

① 農地維持支払



法面の草刈り

水路の泥上げ

② 資源向上支払(共同)



水路の補修

植栽活動

交付金額

10aあたり基本交付単価(1年間)

種別	①農地維持支払 【必須】	②資源向上支払 (共同)	①、②の両方に取り 組む場合	③資源向上支払 (長寿命化)
水田	3,000円	+2,400円	5,400円	(+4,400円)
畑	2,000円	+1,440円	3,440円	(+2,000円)
草地	240円	+ 240円	480円	(+400円)

※②資源向上支払(共同)の交付単価は活動の内容によって変更となる場合があります。

※③資源向上支払(長寿命化)の交付単価は参考額です。

※負担割合 国 1/2, 県 1/4, 市町村 1/4 地元負担は発生しません

水田50haの活動範囲で①、②の両方に取り組む場合
最大で年270万円が交付されます

問合せ先

○豊田新利根土地改良区総務課(電話:0297-84-2226)

○市町村土地改良関係課

○茨城県県南農林事務所土地改良部門(電話:029-822-5045)



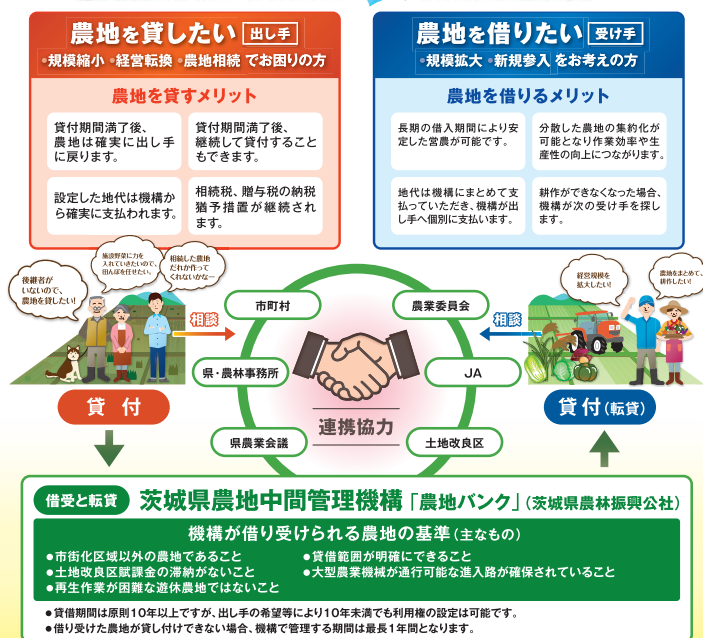
水難事故から 子供を守ろう

4月から8月まで水路には水が溢れています。

子供たちが水路の近くで遊んでいたら注意をして事故から守りましょう。



農地中間管理事業を活用し 農地の利用を進めてみませんか?



最寄りの市町村(農政担当)または、茨城県農地中間管理機構まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

茨城県農地中間管理機構

(公益社団法人茨城県農林振興公社)

茨城県水戸市上国井町3118-1

TEL.029-350-8687

ホームページ <https://www.ibanourin.or.jp/kanri/>

茨城県農林振興公社

検索

QRコードからでもアクセスできます



各地域お問い合わせ先

■県東農林事務所 駐在 TEL.029-231-6560

■県南農林事務所 駐在 TEL.029-823-5633

■県北農林事務所 駐在 TEL.0294-33-8772

■県西農林事務所 駐在 TEL.0291-32-6272

■県東農林事務所 駐在 TEL.0296-48-8225